

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

本年の取扱件数は新規受付の3件で、組合からのあっせん申請となっている。

そのうち、1件は打ち切り、1件は取下げで終結し、1件は繰越しになった。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	元	2	3	4	5
取扱件数	前年からの繰越し						
	新規申請		2	2	1		3
	合計		2	2	1		3
	うち使用者申請件数			1			
終結区分別件数	終結	解決		1	1		
		取下げ		1			1
		打ち切り（不調）			1		1
		不開始		1			
		合計		2	2	1	
	翌年に繰越し						1

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	元	2	3	4	5
農業、林業						
漁業						
鉱業、採石業、砂利採取業						
建設業						1
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業		1				
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業			2			
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業				1		
医療、福祉						1
複合サービス事業						1
サービス業(他に分類されないもの)		1				
公務(他に分類されるものを除く)						
分類不能の産業						
合計		2	2	1		3

(3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

企業規模	年	元	2	3	4	5
50人未満			2			1
50～100人未満		1		1		1
100～200人未満						
200～300人未満						
300人以上						1
未調査		1				
合計		2	2	1		3

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	元	2	3	4	5
組合承認・組合活動		2				
協約締結・全面改定						
協約効力・解釈						
賃金			1	2		4
一時金						1
その他賃金に関する こと			1	2		1
退職一時金・年金						1
解雇手当・休業手当						1
給与以外						
経営又は人事		5	1			1
解雇・雇止め		2	1			1
その他経営人事に 関すること		3				
福利厚生						
団交促進		1	1			
事前協議制						
その他			2			1
合計		8	5	2		6

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行ったため、令和元年まで遡及して再集計した。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	元	2	3	4	5
10日以内						
11～20日			1			
21～30日						
31～40日						
41～50日						
51～60日			1			1
61～70日						
71～80日						
81日以上				1		1
合計			2	1		2
総処理日数		—	69	184	—	197
平均日数		—	34	184	—	98

(6) 事件一覧

番号	事件番号	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	調整員
				あっせん員 指名年月日				
1	令和5年 第1号 あっせん	・懲戒処分をしないこと 〔その他〕	労	5.4.6	打切り	2	57	川上(丈) 鈴木 市川 桐渕
				5.5.8				
				5.7.3				
2	令和5年 第2号 あっせん	・解雇の撤回 〔解雇・雇止め〕 ・賃金及び賞与の支払い 〔その他賃金に関すること〕 〔一時金〕 ・解決金の支払い 〔退職一時金・年金〕 〔解雇手当・休業手当〕	労	5.4.27	取下げ	2	140	橋本 小松 (相羽) 石塚 野口
				5.6.1 (5.7.10)				
				5.10.18				
3	令和5年 第3号 あっせん	・懲戒処分をしないこと	労	5.12.8	繰越し	—	—	—

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和5年第1号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	21名 (1名)
業種	医療、福祉	従業員数	495名
調整事項	・懲戒処分をしないこと		
申請までの経過	組合員Xの職場の懲戒委員会において、組合員に対する譴責処分が決定したため、組合と使用者が事務折衝を2回実施し、労使の合意なしでは処分通知は出さないとの点では合意をしたが、お互いの主張が対立したため、組合が栃木県労働委員会にあっせんに申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の処分対象とされた行為はやむを得ないことであるため、譴責処分をしないことを求める。また同様の行為を行った他の職員との平等な取扱いをしてほしい。 <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入職時に、処分の対象となる行為については周知している。譴責処分を受け入れてほしい。 		
調整状況	5.4.6	申請	
	5.5.8	あっせん員指名	
	5.5.25	第1回あっせん	
	5.7.3	第2回あっせん	
調整結果	2回のあっせんにわたり、あっせん員が労使双方を説得したが、処分の対象となった行為に対する根本的な認識が双方で大きく異なり、主張の隔たりが顕著であり、あっせんによっては争議解決の見込みがないと認められたため、あっせんは打ち切りとなった。		
終結区分	打ち切り	処理日数	57

イ 令和5年第2号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	762名 (1名)
業種	建設業	従業員数	14名
調整事項	・解雇の撤回並びに賃金及び賞与の支払い又は解決金の支払い		
申請までの経過	組合員が、勤務不良等を理由に使用者から解雇された。組合は、撤回等を求めて団体交渉を実施したが、双方の意見が対立したため、組合が栃木県労働委員会にあっせんで申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇の撤回並びに賃金及び賞与（2022年冬以降）の支払又は解決金の支払を求める。 <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇は有効であり、当該解雇後の賃金及び賞与は発生しない。解決金として退職金の提案を一度行ったが、全て撤回する。 		
調整状況	5. 4. 27	申請	
	5. 6. 1	あっせん員指名	
	5. 6. 26	第1回あっせん	
	5. 7. 10	あっせん員指名（小松→相羽）	
	5. 8. 21	第2回あっせん	
	5. 10. 18	取下げ	
調整結果	あっせんにより、解決金による解決及び和解に向けて合意の兆しが見られたが、途中から組合が労災保険の認定結果に応じて解決の方向を決めることとしたため、期間を空けて再度あっせんを行うこととした。しかし、長期間労災保険の認定結果が出ない中、具体的に内容を決定することが困難となり、申請が取り下げられた。		
終結区分	取下げ	処理日数	140

ウ 令和5年第3号あっせん

申請者	労働組合	組合員数 (関係組合員数)	59名 (2名)
業種	複合サービス事業	従業員数	90名
調整事項	・懲戒処分をしないこと		
申請までの経過	使用者が、組合員に対する解雇を撤回し、復職に向けて組合と使用者が協議していた期間中に、使用者は組合員に出勤命令を出した。組合員は協議期間中として出勤しなかったため、使用者は無断欠勤として懲戒処分を行う意思を示し、団体交渉を行ったがお互いの主張が平行線であるため、組合が栃木県労働委員会にあっせんで申請した。		
当事者の主張	<p>(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰に際して、職場環境を整備する必要があるため、使用者の職員や取引先に対する解雇撤回の経過についての周知並びに賃金及び労働条件、地位、業務等について確認するために協議していた期間であり、無断欠勤とはいえない。 <p>(使用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇を撤回して出勤を命じたにも関わらず、組合員が従わなかったため、この期間は無断欠勤である。無断欠勤については、懲戒委員会にかけて処分する考えである。 		
調整状況	5.12.8	申請	
調整結果			
終結区分		処理日数	